

[事案 28-166] 障害給付金支払請求

・平成 30 年 4 月 17 日 裁定不調

<事案の概要>

けがによる障害状態について、所定の障害給付金の支払いと保険料の払込免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 4 月に契約した医療保険等について、障害給付金および保険料払込免除を請求したところ、障害等級の第 6 級に該当するものと判断されたが、以下の理由により、障害等級第 5 級時の障害給付金額と既に支払われた給付金額との差額を支払い、保険料の払込みを免除してほしい。

- (1)労働基準監督署による労働者災害補償保険法にもとづく障害補償給付に関する審理において、障害認定時の測定結果では、上肢における複数の関節の可動域が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下であり、疼痛等の事情も考慮すると、第 6 級以上の等級が認められてよいものである。
- (2)事故から 10 年以上経過した時点で、募集人から障害給付金の支払可能性等について案内を受けたが、本来は事故から 180 日が経過した時点で募集人が障害給付金請求書等の書類を持参すべきであった。
- (3)約款によれば、自分の障害状態は、保険料の払込免除が適用される状態にある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の身体の状態は、傷害特約の定める第 6 級には該当するが、第 5 級には該当しない。また、各契約の保険料払込免除が適用される障害状態にはない。
- (2)募集人は故意に障害給付金等の請求案内をしなかったのではなく、平成 27 年 2 月以前の申立人の状況は症状固定の状態になかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の障害の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の障害状態が約款に定める障害等級第 5 級および保険料払込免除の要件に該当するとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)申立人が事故当時、入院給付金請求のために提出した診断書には、手術名として「関節形成手術」と記載されており、保険会社はこの時点で申立人には後遺障害が残る可能性があることを認識し得た。保険会社が、入院給付金請求時点等において、本特約の障害給付金についても請求の案内をしていれば、申立人の主張する通りの認定がなされたかは別としても、本件紛争は発生しなかった可能性が高い。